

判例紹介

## 宗教法判例のうごき〔平成23年・私法〕

松波 克英（弁護士）

### 1、概 要

私法関係の主な裁判例としては、宗教団体による違法行為が問題になった事例、訴訟の前提問題として宗教上の判断が問題となった事例、宗教法人の役員の地位が問題となった事例、寺院の土地の登記取得の方法が問題となった事例、宗教法人の名誉毀損等が問題となった事例など挙げられる。

### 2、宗教団体等の勧誘行為の違法性が問題になった判例

統一協会、幸運乃光等に関する判例が挙げられる。いずれの裁判例も概ね宗教活動の自由を尊重しつつ、社会的相当性を逸脱する勧誘行為を違法とする従来の判断を踏襲するが、一連の行為の全体を不法行為とするものと、成否を個別に判断するものに分かれる。

#### (1) 福岡地裁平成23年2月28日判決（判例秘書）

統一協会の違法な勧誘行為等により、長年にわたり物品購入や献金等を強要されたとして女性信者が4億9963万円の損害賠償を請求した訴訟において、献金の多くについては違法性を否定したが、一部の多額の献金や、物品販売時の信者らへの勧誘行為について違法性を認め、7528万円余の損害賠償の支払いを命じた事例

なお、控訴審の福岡高裁は平成24年3月16日判決（判例秘書）において、大幅に認容額を増やし、3億9143万円余という多額の賠償を命じた。控訴審判決の詳細については、次号で紹介することとなる。

## ア 事案の概要

本件は、原告（昭和32年生・女性）が、被告信者らの行った違法な勧誘行為等により、平成11年から平成17年にかけて、物品購入や献金等を強要され、多額の金銭支出を余儀なくされたとして、原告が、被告（協会と勧誘を行った信者）に対し、民法709条又は715条に基づき、損害賠償を求めて提訴した事案である。

## イ 裁判所の判断の内容

### （ア）勧誘行為等の違法性

#### a 裁判所はまず一般論として、

「一般に、特定の宗教団体や当該宗教を信じる者が、その宗教の教義を広め、その宗教活動を維持するため、あるいは、その教義の実践として、他者に対して、任意に献金等をするように求めたり、宗教活動の一環として物品等を販売したりすることは、信教の自由に由来する宗教活動の一環として当然許されるべきものであり、これを不法行為ということとはできない。そして、献金等の勧誘の過程で、霊的な要素の強い事象等を原因とする災いを説くなどすることについては、その内容がおよそ科学的に証明し得ないことなどを理由として、直ちにこれを虚偽であり、不法なものであると評価することはできないというべきである。」

との原則を示しつつ、

「しかし、上記のような献金等の勧誘行為が、一般的な説法の域を超えて、相手方に具体的な害悪を告知したり、心理的な圧迫をかけるなどして、殊更に相手方の不安や恐怖心をあおり、その結果、相手方が自由な意思決定を阻害された状況で献金等をさせられたと認められる場合には、当該献金等の勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、不法との評価を受けるものといわざるを得ない」

との基準を示した。

b 原告の、「勧誘行為等の不法行為性を判断するに当たっては、当初の勧誘から脱会に至るまでを一連の行為としてとらえて評価すべきである」との主張については、個々の献金等の意思決定の動機、心理状況、

献金等勧誘行為の態様等は、個々の献金等において様々であるから、これらを一連のものとして判断するのは相当でないとし、献金等の勧誘行為や物品販売行為等の違法性を判断するに当たっては、それまでの一連の経緯を踏まえた上で、個々の勧誘行為等の方法や態様、金額の多寡等を総合して勘案するのが相当である、との基準を示した。

- c そして、これを本件に当てはめ、これらの献金等勧誘行為のうち、原告が平成16年6月から翌年11月までほぼ毎月受けていた霊能者役の女性Cとの面談以降の献金については、Cは、原告との面談において、原告に自分の財産が全てなくなるまで献金するように執拗に求め、さらに、それを果たさないと、原告の子供に危害が及ぶなどを告げたことが認められるため、このようなCの献金勧誘行為は、不法行為と評価すべきであるとした。

(イ) 被告統一協会の使用者責任

「Cは被告統一協会組織の中樞を担っていた者とはいえず、Cによる不法行為が、被告統一協会自身による不法行為と同視することはできない」として709条に基づく被告統一協会の責任を否定しつつ、「原告とCの面談は、被告統一協会における行事の一環として行われたと認められる」として民法715条に基づく被告統一協会の責任を認めた。

(ウ) 損害額について

Cによる面談以降の原告による献金額である6543万円余が経済的損害となり、慰謝料額は300万円、弁護士費用相当額は685万円がそれぞれ相当であるとした。

ウ コメント

宗教団体の活動と違法性の関係について、従前の判断基準を踏襲した判断が示されている。

判決は、当初の勧誘から脱会に至るまでを一連の行為ととらえることは否定した。これと対比されるのが、次の(2)の判決である。

- (2) 東京高裁平成23年11月16日判決（判例集未登載、原審・東京地裁平成22年12月15日判決・宗教法30号260頁）

#### ア 事案の概要

原告は、K 夫妻と A 子である。

原告 K・M 子（48歳）は独身時代の平成8年から平成13年の間に東京世田谷区で1700万円余の被害を受け、結婚して仙台に住み始めてからも平成18年に夫の原告 K・N（55歳）に発覚するまで、1500万円余の被害を受けた。特に、仙台では、夫の預金を無断でおろして統一協会に貸したり、献金をくりかえした。これが夫に発覚し、夫は大きなショックを受けた。

原告 A 子（40歳）は看護師で、平成6年10月から平成15年12月まで統一協会の支配下におかれ、一時は仕事も住まいも捨てて「献身者」として24時間組織活動に専念させられた。

判決は、被告協会の使用者責任を認め、原告 K・M 子につき3819万円余、原告 A 子につき1382万円余の支払いを命じた。

#### イ 裁判所の判断の内容

##### （ア）被告協会の信者らによる不法行為

判決は、(1) 判決イ（ア）a と同様の一般論を示したが、これに続けて、

「本件のように継続的に特定の宗教団体が関わった事案において違法か否かを評価するに当たっては、当該宗教団体の信者の個々の勧誘行為等が違法であるか否かを個別事情から判断するとともに、個々の勧誘行為だけをとらえれば、勧誘を受けた者の自由な意思決定が制約されたとはいえない場合であっても、それ以前に当該宗教団体の信者が不相当な方法により勧誘をしており、この影響が消滅していない状態で、勧誘を受けた者が一定の金員の出捐等をしたときには、その者の自由な意思決定が不当に制約された状態で前記出捐等がされたといえ、当該信者の勧誘行為は、全体として違法の評価を受けるといわなければならない。」とした。

そして、被告協会の、個々の勧誘行為ごとに社会的に相当な範囲を逸

脱しているか否か判断すべきであるとの主張に対しては、個々の勧誘行為ごとの判断は、後の勧誘行為がこれに先行する勧誘行為の影響下に行われていくという継続して勧誘が行われる本件のような事案の特質を見落とすことになるから、被告協会の主張する判断基準は、採用できないとした。

(イ) 被告協会の使用者責任について

一般論として「宗教法人は、信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に直接の雇用関係がなくても、当該信者に対して直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、当該加害行為が当該宗教法人の宗教活動等の事業の執行につきされたものと認められるときは、民法715条により使用者責任を負うと解するのが相当である。」とした。

これに対して被告協会は、信者らが自主的に組織した信徒会が行ったに過ぎないから被告統一協会には責任がないと主張したため、以下の判断が示された。

a 指揮監督関係

被告協会への勧誘や被告協会の教義の伝道、教育等を目的とし、所属する信徒会が違っても画一的な内容の活動が行われていることから、全国的に高度な組織的一体性があること、原告 M 子の金銭の支出等が被告協会の人物や教会が関わる形で行われていること、信徒会と被告協会の人的関係が完全に分離されていないこと、献金を被告協会が受領していることから、信徒会がおよそ被告協会から独立して存在していたものとは考え難く、被告協会の信者と被告協会の間には、指揮監督関係があった。

b 事業の執行につき

被告協会の教義の実践と称して、勧誘活動を行っていること、物品販売活動に際して、被告協会の教義に関わる内容を告げて購入を促していることから、信者らが行った経済活動及び伝道活動は、外形上、被告協会の宗教的活動の一環としてなされた「事業の執行」にあたる。

## (ウ) 原告Aのホーム費

被告協会は、ホーム費とは共同生活における生活費の分担金であると主張した。裁判所は、「原告Aがホームでの生活を送るようになったのは、被告協会の信者から不安な心理状態にさせられたためであって、本来原告Aはホームで生活する必要はなかったこと及びホームの生活環境が劣悪であることに鑑みれば、ホーム費は、共同生活における生活費の分担金というより、被告協会の信者がホーム費を名目に原告Aに理由のない金銭を支出させていたとみるのが相当である。」と判断した。

## (エ) 夫(原告N)の被害など

夫の慰謝料について、夫が「相当の損害を被ったことが認められる」としたが、原告Nと原告M子が婚姻関係にあるので、原告Nの財産的損害は、被告協会から原告M子に対する損害賠償により回復されているとした。

## ウ コメント

高裁は、一連の行為を判断対象とするとして大幅な損害賠償額を認めた。この点で、(1) 判決と対比される。

また、信徒会の行為だとして被告協会側が使用者責任を否定していたものにつき、これを認めた点も注目される。

## (3) 福井地裁平成23年1月18日判決(判例秘書)

## ア 事案の概要

原告は、被告統一教会福井教会所属の信者である被告Bの勧誘により、水晶の置物や弥勒像、壺などを高額の値段で買い受け、また被告協会は、違法な物品販売勧誘活動や献金勧誘活動を行わせ、原告から莫大な金員を取得し、原告に甚大な財産的・精神的損害を被らせたとして1694万円の損害賠償を求めた事案で、被告協会が、原告の入信に際し、原告に無断で500万円を献金として受領したことが違法であるとして、弁護士費用50万円を合わせ一部認容した事例

イ 裁判所の判断の内容

(ア) 風水フェアでの玄武、朱雀の置物300万円について、被告Bが違法な言動をして原告に玄武及び朱雀を買うとの意思表示をさせたことを認めるに足りる十分な証拠がない。購入代金捻出のために長女C名義の定額郵便貯金を解約した際に、被告Y 1が委任状中のC名義の署名押印を無断でしたことも、貯金が実質的に原告のものであることなどを理由に、原告の意思決定を左右する違法なものではないとした。

(イ) 弥勒像100万円、壺2個500万円の購入ないし献金の事実は認められないとした。

(ウ) 500万円の寄付については、被告Y 1らの違法な言動によって交付したことは否定した。しかし、①原告が信者Dからの献金の要請に応じて、研修施設においてDが主催した「祈願礼式」と称する先祖供養の儀式のために500万円をF（研修施設の所長）に交付したことを被告Y 1、F、Dが知っていたこと、②F又はDが、原告の承諾を得ないで500万円を被告協会に交付したこと、③被告協会は、従前から信者の任意団体の行った違法な物品販売や献金の受領について、訴訟において、被告協会が繰り返し使用者責任を課されてきたのに、何ら原告自身にその趣旨や経緯を確認することなく、原告からの献金として受領したことを考慮し、被告Y 1、F、Dは当初から被告協会への献金原資とする意図を秘して、当時は被告協会の教義を信仰する意思を有しなかった原告に対し、祈願礼式の資金名目で提供を勧誘したとし、原告の信仰の自由を侵害する違法な行為とした。そして、原告が後に被告協会に入信したとしても、被告協会が原告に無断で500万円を献金として受領したことが違法であることに変わりはないとした。

(4) 福岡高裁平成23年1月21日判決（判例集未登載、確定、原審・福岡地裁平成22年3月11日判決・宗教法30号253頁）

昭和62年に自宅を訪れた女性信者から因縁トークで印鑑を購入した当時53才の未亡人が、その後の物品販売で約5000万円を支払い、その後20年間に及ぶ信

者生活の中で約7000万円の献金をさせられたとして、合計約1億2000万円の賠償を求め提訴。

一連の金員抛出の動機が、夫の若死が先祖の因縁によるものと言われて信じ、何としてでもこの因縁が子らに及ぶことを避けたいとの一念であったことを認定し、内約1億円の抛出について、教会長や婦人部長らがこの不安を煽ったり、暗に害悪の告知をしたとしてその不法行為を認め、信徒会は統一協会と実質的に同一であること等により使用者責任も認め、統一協会に、慰謝料200万円、弁護士費用を含む合計1億1000万円余の支払を命じた。

なお、高裁判決は、一審判決に加え、385万円の献金についても不法行為としたものである。双方上告せず確定した。

#### (5) 東京地裁平成23年8月22日判決（判例秘書）

鑑定師らの原告らに対する一連の行為が社会的相当性を著しく逸脱し、不法行為を構成し、被告法人は使用者責任を負い、被告代表役員も共同不法行為責任を負うとした上で、各原告が支払った鑑定料・祈願料・慰謝料等を原告らの損害と認め、被告らにその支払を命じた事例

##### ア 事案の概要

高島易断総本部を名乗る宗教法人「幸運乃光」（Y1）及びその代表役員（Y2）並びに同法人所属の鑑定師（布教師）らが、組織的・計画的に、自ら又は家族の健康問題等の悩みを抱える原告らの窮迫した状況等に乗じ、その不安や恐怖心をあおり、祈願等を行うことで特別の効能を得られるかのよう装い、被告法人との間で祈願の役務提供契約を締結させ、祈願料等の名目で不相当な金員を原告らに支払わせた等として、被告らに対し、民法709・710条・715条1項・719条1項に基づき、原告らが支払った祈願料相当額等の支払などを求めた。

##### イ 裁判所の判断の内容

（ア）被告鑑定師の原告らに対する一連の行為が不法行為を構成するか

###### a 裁判所の判断基準

「易断を行う者が、相談者に対し、易断をした上で鑑定料等の支払を

求めたり、易断の結果、相談者との間で祈願の役務提供契約等を締結したことを理由として祈願料等の支払を求め、これらを収受する行為は、たとえその鑑定や祈願等について、客観的にみて合理性が欠けていたり、祈願等の結果、相談者が望む結果が現れなかったとしても、当然に不法行為を構成するものとはいえない。

しかし、易断を行う者が、専ら相談者から財産的利益を得ることなどを目的としており、その目的を達成するために、相談者が悩みにより窮迫した状況等にあることに乗じて、その不安や恐怖心をあおり、鑑定料・祈願料等名下に不相当に高額な金員の支払を求めこれを収受した場合には、これらの行為は、社会的相当性を逸脱するものとして、不法行為を構成するものというべきである。」

b これを本件に当てはめて、

Y1が、①短期間の研修による鑑定師育成、②Y2らの考案による「修法要諦」（マニュアル）に、相談者を不安や恐怖に陥れ、祈願へと導く方法を記載、③Y1の指示と管理により人生相談会を実施、④相談会の経費は鑑定師が負担し、売上が低ければ鑑定師の身分を失う（地位を守り利益を上げるために多額の祈願料を取得）、⑤鑑定師が多額の祈願料を取得するよう指導教育を徹底、等の事実を挙げ、「Y1は、組織的かつ計画的に、鑑定師をして、人生相談会を訪れた相談者を不安や恐怖に陥れる言辞を弄させることにより、祈願へと導き、相談者から不相当に高額な金員を祈願料等名下に収奪することを目的として、人生相談会を実施していた」と認定し、「L（鑑定師）の同原告に対する一連の行為は、社会的相当性を著しく逸脱するものとして、不法行為を構成する」と判断した。

(イ) Y1の使用者責任の成否

民法715条1項の「他人を使用する者」に当たるか否かは、実質上の指揮監督関係が存在するか否かによって判断すべきであると解されるとし、これを本件にあてはめ、①Y1は、新聞等により鑑定師を募集し、短期の研修・考査によって、Y2が鑑定師を任命し、全国各地で相談会

を行わせていた、②鑑定師の位階は考查検定、布教実績等により被告Y2が承認・補任、③Y1の主な事業、全国各地での相談会は、Y1の指示により、回数、期間、場所、鑑定師を決め、新聞折込広告、鑑定師の名刺、会場の手配等もしていた、④祈願料等もY1に入金していた、⑤鑑定師は、相談会において修法要諦に基づき、鑑定・人生相談をしていた、⑥鑑定師らの服務等は、Y2ら作成の規則により定められていた、⑦鑑定師は、出席を義務付けられた錬成会で人生相談会の内容の検証、鑑定について指導されていた、⑧鑑定師は報告書を作成し、承認を受けなければならないとされていた、⑨鑑定師が支給を受ける布教助成金は、人生相談会での鑑定料、祈願料から諸経費を除き、売上成果により算出されたランク（手当等級）により計算、⑩Y1は、鑑定師に対し、相談会での売上を上げるよう指導、管理を徹底していた、などの諸事情を列挙し、Y1と被告鑑定師らとの間の実質的な指揮監督関係を認め、Y1に民法715条1項の使用者責任を認めた。

(ウ) Y2の共同不法行為の成否

Y2は、①Y1の代表役員、責任役員会の役員等の役職にあり、鑑定師の人事権も掌握し鑑定師らを指揮監督していたこと、②マニュアル「修法要諦」を作成し、研修において、身に付けるよう指導していたこと、③規則により、鑑定師らが、高額の祈願料を取得しなければ、自らの地位を喪失したり、収入を上げることができないシステムを構築することにより、Y1を通じて、組織的かつ計画的に、鑑定師をして、人生相談会を訪れた相談者を不安や恐怖に陥れる言辞を弄させて祈願へと導き、相談者から不当に高額の金員を祈願料等名下に収奪する仕組みを作り上げ、これにより、鑑定師に多額の売上げを上げさせ、その多くをY1の収入としていたことから、Y2と被告鑑定師の共同不法行為責任を認めた。

(エ) 原告らが被った損害の内容

a 鑑定料

支払った祈願料を損害としたが、他に、それよりも低額の観相志納金

(鑑定料) 2000円や特別鑑定料3万円についても、被告鑑定師らの原告らに対する組織的かつ計画的な一連の不法行為に基づき、原告らにおいて故なく出捐させられたもので損害に当たるとした。

b 慰謝料

「Y1は、組織的かつ計画的に、鑑定師をして、人生相談会に訪れた相談者を不安や恐怖に陥れる言辞を弄させることにより、祈願へと導き、相談者から不相当に高額な金員を祈願料等名下に収奪することを目的として、人生相談会を実施していたものであり、被告鑑定師らも、このようなY1の指示の下、原告らから、財産的利益を得ることを目的として、これを達成するために、原告らの窮迫した状況等に乗じて、原告らを不安や恐怖に陥れる言辞を弄し、祈願料等名下に、不相当に高額な金員を支払わせていたものであって、その行為の態様は極めて悪質であるというほかはなく、原告らの受けた苦痛は深刻である」として、各原告に出捐額の1割程度(上限20万円)の慰謝料を認めた。

(6) 東京地裁平成23年10月27日判決(判例集未登載)

(5)と同じく「幸運乃光」に関する裁判例である。

青森県八戸市の女性(77歳)が、平成15年に八戸市内のホテルで開かれた人生相談会に参加し、そこで音信不通になった家族に関する悩みを打ち明けたところ、鑑定師から運気が下がっているなどと言われ、不安をあおられ不当に高額な祈願料(934万円)を支払わされたとして、幸運乃光と代表役員を相手に約1110万円の損害賠償請求をした。

裁判所は、鑑定師に獲得金額を競わせる仕組みを構築し、殊更に不安や恐怖心をあおって現金を支払わせたとして、約1020万円の支払いを命じた。

(7) 東京地裁平成23年11月18日判決(判例集未登載)

ア 事案の概要

自称宗教家である被告が、原告が子供の人生等について悩んでいたことを知りつつ「悪い霊がついている」「狐が取り憑いている」などと申し向け

て原告を畏怖困惑させ、かつ被告が各種供養やお祓い等を行えば原告の悩みが解決するなど信じさせて、各種供養代やお祓い代等として高額な金員を支払わせた行為について、損害賠償請求が認められた事例。

## イ 裁判所の判断の内容

(ア) 違法性判断の一般論としては、(1) 判決イ (ア) aと同様の判断を示しつつ、bと同様に「一連の経緯を踏まえるにしても、基本的には個々の勧誘行為等（加害行為）の方法や態様、金額の多寡等を重要な要素として検討するのが相当である」とした。

(イ) 被告は、平成14年に高野山真言宗の度牒を授与されたが、平成19年当時、同宗の住職になるための「教師」の資格を有していなかったにもかかわらず、周囲の者から住職と呼ばれており、平成20年に、同宗が被告による「福寿山如意院」のホームページの、同宗の寺院であるかのような記載につき問題を指摘したところ、被告は、同宗を名乗らないと返答していた。

原告は、平成19年に、ホームページで福寿山如意院が高野山真言宗の寺院であると認識して被告を訪ねて、子供の過食症や引きこもりの件を相談した。

(ウ) その上で、被告は、

「原告が有する家族に関する悩みを知りつつ、その悩みに付け込み、積極的に電話を掛け、原告の娘や息子、原告自身についた悪い霊をすべて除霊しなければ家族全員はだめになってしまうとの害悪を告げて殊更に原告の不安ないし恐怖心を煽り、行修行等の名目で総額62万円もの不相当に高額な支払をさせたものというべきである」

「原告自身の健康上の重大な悩みを知りつつ、それに付け込み、狐の除霊をしなければ原告の重度のアレルギー症状が継続する旨の害悪を告げて殊更に原告の不安ないし恐怖心を煽り、総額合計250万円もの不相当に高額な支払をさせたもの」

として、「被告の勧誘行為等は社会的に相当と認められる範囲を逸脱したものである」と判断した。

(エ) これに対して、悩みの相談の対価、先祖供養、水子供養、お祓い、仏壇魂入れ、施餓鬼供養といった宗教的行為に参加しそれに伴う献金、車代、宗教的意義を有する経木、位牌、お札の対価などは、不相当に高額ということではなく、世上よく見られる程度のものとして、被告の勧誘行為等が社会的に相当と認められる範囲を逸脱したものとはいいないとした。

(オ) 感謝料については、財産的損害が填補されれば精神的損害も填補されるとして否定された。

弁護士費用は30万円とされた。

### 3、宗教上の判断の可否が問題となった判例

#### (1) 正信会名称使用差止事件

最高裁平成23年11月10日第1小法廷判決（判例集未登載、原審・東京高裁平成22年8月4日判決・宗教法30号263頁、一審・東京地裁平成21年12月18日判決・判例タイムズ1322号259頁・宗教法29号211頁）

日蓮正宗が、これと対立する「正信会」所属の寺院等に対して、「日蓮正宗」の名称使用差止訴訟を提起したが、原告代表者の権限を判断するに当たり、宗教上の問題に立ち入って審理、判断することになるとして、不適法却下された一審判決が高裁、最高裁でも維持された事例

詳細は、宗教法30号、29号を参照されたい。

#### (2) 曹洞宗妻帯禁止事件・福井地裁平成23年9月22日判決（判例秘書）

被告に対し、曹洞宗の本来の教えに立ち返って僧侶の教育のあり方を改めるよう命ずることを求めた事案につき、裁判所が判断すべきものではなく被告の自律的意思決定過程に委ねるべきものとして、訴えが却下された事例

##### ア 事案の概要

原告は、栃木県足利市に住む曹洞宗の僧侶（61歳）である。原告は曹洞宗総本山・永平寺を被告として、登記されている宗教法人の設立目的の本来の僧侶の育成に関し、妻帯を許すなど虚偽登記と言われかねないから正規の

「不邪淫戒」の厳守指導をせよ、との判決を求めた。

#### イ 裁判所の判断の内容

裁判所は、「宗教団体にとっては、僧侶の教育は、最も根源的な宗教活動の一つであるから、その教育手法に個人の生命・身体のような絶対不可侵の利益を侵害する具体的危険性があるといったものでない限り、裁判所という国家機関が宗教団体に対して僧侶の教育に関して特定の在り方を採るよう命じることは、日本国憲法20条1項前段が保障する宗教団体の信教の自由（より平易な表現をするとすれば、『宗教団体に属する僧侶、信徒その他の関係者による、（国家権力の介入を排除するという意味での）自律的意思決定』というべきもの）を侵害するものといわざるを得ない。したがって、裁判所は、日本国憲法上、この種の裁判を求める申立てを審理することを許されていないと解すべきである」と判断した。

### (3) 光徳寺墓地事件・津地裁平成23年11月24日判決（判例集未登載）

#### ア 事案の概要

日蓮正宗・光徳寺が管理する光徳墓苑の永代使用権を有する信徒・大川と、大川が典礼を依頼する正信会僧侶・古川が、永代使用権に基づき、光徳寺代表役員として光徳墓苑を管理する日蓮正宗僧侶・大場に対して墓苑での宗教活動を妨害しないよう求める事案（第1事件）と、光徳寺が光徳墓苑の所有権に基づき、正信会僧侶・古川及び林に対し本件墓苑内で一定の宗教的行為等をしないよう求める事案（第2事件）

#### イ 裁判所の判断の内容

##### (ア) 前提事実

光徳寺（三重県鈴鹿市）は、日蓮正宗を包括宗教法人とし、光徳墓苑を経営する宗教法人である。当初の住職・代表役員は亡林律道であった。

大場は、平成19年に原告光徳寺の住職に任命された日蓮正宗に所属する僧侶である。

古川は、日蓮正宗を包括法人とする経住寺（三重県津市）の住職で

あったが、いわゆる「正信会問題」において日蓮正宗の法主・管長を称していた阿部日顕の血脈相承を否定したとして昭和57年に擯斥処分を受けて、日蓮正宗の僧侶の地位を喪失したとされた。

大川は経住寺に所属する信徒であり、亡母が昭和54年に取得した本件墓地の永代使用权を承継取得している。

林は、亡林律道の子で、平成7年に出家得度し、亡律道の死亡により光徳寺を明渡し、正信会鈴鹿布教所において活動している僧侶である。古川ら正信会所属僧侶らは、従前住職を務めていた寺院にそのまま留まって、宗教活動を継続し、平成21年には、宗教法人正信会を設立した。同法人は日蓮正宗と類似の目的を掲げるとともに、「日蓮正宗が富士門流本来の正法に復した暁には、合一を目指すものとする。」としている。また、日蓮正宗所属の僧侶（例えば、大場）が行う典礼と正信会所属の僧侶（例えば、古川及び林）が行う典礼は、外見的客観的には全く同じであるとされた。

本件訴訟は、光徳寺墓苑の規則の解釈として日蓮正宗の典礼に従わなければならないか、また、正信会僧侶が行う典礼が日蓮正宗の方式に従ったものかが争点となった。

#### (イ) 典礼に従う合意の有無について

裁判所は、「寺院が檀信徒のために経営するいわゆる寺院墓地においては、寺院は、その宗派に応じた典礼の方式を決定し、決定された典礼を施行する自由を有する。したがって、寺院は、墓地の使用权を設定する契約を締結する際、使用权者が当該寺院の宗派の典礼の方式に従うべきことを合意することもできると解され、そのような合意がされた場合には、たとえ、使用权者がその後当該宗派を離脱したとしても、寺院は、当該使用权者が求める当該宗派の典礼の方式と異なる方式で典礼を施行することを、上記合意に反するものとして拒むことができるものと解するのが相当である」として、墓石の題目の文字が寺院住職によるべきか否かが争われた日蓮正宗正覚寺事件・最高裁平成14年1月22日第三小法廷判決・集民205号175頁を引用する。

そして、本件において、本件墓苑が日蓮正宗に属する光徳寺が管理する墓地であること、日蓮正宗の檀信徒のための墓地として開設されたことなどから、光徳寺が本件墓苑において日蓮正宗の典礼を施行する自由を有しているとし、墓苑規則の解釈としても、使用権者が日蓮正宗の典礼方式に従うべきことを合意していると認められると判断した。

(ウ) 典礼が日蓮正宗の典礼方式に従ったものか否かの判断の可否

a 古川が行う典礼が日蓮正宗の典礼方式に従ったものであるか否かについては、結局は、古川が現在においても日蓮正宗に所属する僧侶といえるか否か、ひいては、古川に対する僧籍剥奪処分（擯斥処分）の有効性についての判断が必要となるとし、本件擯斥処分の有効性の判断は、日蓮正宗の法主・管長と称する阿部日顕が前法主・管長である細井日達から法主の地位承継の条件である血脈相承を受けたか否かの判断に帰着するとした。

そして、血脈相承を受けたか否かについては、血脈相承に関する宗教上の概念の解釈が避けられず、かつ、その解釈は客観的に一義的明白に定まるものでもないから、日蓮正宗の教義、信仰に照らしてこれを解釈する必要があることになり、日蓮正宗の教義、信仰の内容に立ち入らざるを得ないものである。また、阿部日顕が血脈相承を受けていないと主張することが日蓮正宗宗規に定める懲戒事由に該当するか否かについても、日蓮正宗の教義、信仰と密接な関連があり、結局は、日蓮正宗の教義、信仰の内容に立ち入ることなく判断することが不可能なものであると解される、とした。

その上で、裁判所は、蓮華寺事件判決（最高裁平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889頁）を引用し、古川が行う典礼が日蓮正宗の典礼方式に従ったものであるか否かの判断は、日蓮正宗の教義、信仰の内容に深く関わり、その教義、信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができないから、本件の各訴えは裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に該当しないとされた。

b 林が行う典礼についても、日蓮正宗が定める典礼方式とは、その外

形は全く同じであると認められるから、林の典礼が日蓮正宗の定める典礼方式に従ったものであるか否かを客観的、外形的に判断することはできないから、林の行う典礼が日蓮正宗の定める典礼方式に従ったものであるか否かを判断することは、結局のところ、日蓮正宗の教義、信仰に関する事項について審理判断をすることにほかならないことに帰するから、このような事項について、裁判所は審理判断することは許されないとして、やはり裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に該当しないとした。

#### ウ コメント

日蓮正宗無量寺事件・東京高裁平成8年10月30日判決（判例時報1586号76頁）は、同じ日蓮正宗寺院の墓地使用規則の解釈として、典礼を受けることが墓地使用上の負担になっているものとは認定できず、典礼が行われることは事実上の慣習にすぎない、としている。

本件判決が引用する日蓮正宗正覚寺事件・最高裁平成14年判決は、墓石の題目を住職によるのに対して、本件における典礼は、読経を中心とするものであって、無量寺事件に近いものと考えられる。

なお、他に寺院墓地での典礼が問題になったものとして、津地裁昭和38年6月21日判決（下民14巻6号1183頁）の外、曹洞宗海蔵寺事件・仙台高裁平成7年11月27日判決（判例時報1565号115頁、判例タイムズ905号183頁、寺院の檀家を離れ、寺院の典礼によらずに焼骨入骨壺を埋蔵した者に対し、墓地使用権の消滅を理由に提起した墓収去墓地明渡請求が棄却され、墓地管理権の侵害に基づく焼骨入骨壺の収去請求も棄却された事例）、真言宗永福寺事件・最高裁第3小法廷判決（判例時報1586号76頁、判例タイムズ926号159頁、自己の属する神道または曹洞宗の方式によって典礼を行うことを内容とする墓地使用権の設定を受けた者は、墓地の管理者が別の宗派である真言宗に属する者に交代しても、従前どおりの方式によって典礼を行うことを妨げられないとされた事例）などがある。

#### 4、宗教法人の代表役員の地位に関連する問題についての判断

- (1) 善光寺事件・東京高裁平成23年2月4日判決（判例秘書、確定、原審・長野地裁平成23年2月4日判決・判例秘書）

一山の紛議を収束させるため、被告が宗教法人善光寺大勸進住職の地位を辞任するとの和解契約を締結したのに、未だに辞任しないとして、①本件和解契約に基づき、主位的に大勸進住職の辞任、予備的に辞任願の提出、②和解契約の債務不履行又は不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた事案につき、被告には、大勸進住職を辞任する法的義務はないため、辞任、辞任願の提出の請求自体は棄却したが、紛議収束の合議や和解を否定する被告の言動が原告に甚大な精神的苦痛を与えたとして、慰謝料（一部）及び弁護士費用の請求を認容した。

##### ア 事案の概要

(ア) 当事者及びその地位に関する規定等

- a 善光寺は、天台宗を包括団体とする善光寺大勸進及び天台宗一山25か寺並びに浄土宗を包括団体とする善光寺大本願及び浄土宗一山14か寺を構成寺院とする単立寺院である。その住職には、貫主と呼ばれる大勸進住職と上人と呼ばれる大本願住職の2名が充てられている。宗教法人善光寺の代表役員に充てられる寺務総長は、善光寺天台宗一山（以下「一山」という）の代表者と善光寺浄土宗一山の代表者が、2年ごとに交代でこれを務める慣例となっている。

本件は天台宗側の善光寺に関する事案である。善光寺大勸進の代表役員には、善光寺大勸進の住職にある者が充てられる。被告は、平成14年に天台座主の任命により、善光寺大勸進の住職に就任した。

- b 原告は、一山25か寺の1つである宗教法人尊勝院の住職であり（ただし、平成22年7月に退任）、平成17年から5年間、一山の一臈職の地位にあった。一山においては、法席の最上座、次座、次々座にある者が、それぞれ一臈職、二臈職、三臈職に就任するとされている。

(イ) 本件合意成立に至る経緯

平成16年11月、「スクープ! Y・大勸進貫主のあきれた行状」と題する、被告の女性問題や素行、真筆の書の販売などについて記載した記事が、「××」誌12月号に掲載された。このため、当時一山の二臈職にあった原告を含む一山臈職3名が、平成16年12月、大勸進に出向き、一山の総意として、被告に対し、大勸進住職を辞任するよう求めるとともに、今後善光寺本堂への出仕禁止を通告した。これに被告が反発して混乱をきたしたため、一山の委任を受けた原告と被告の間で、総代や善光寺顧問弁護士の仲介により話し合いが行われ、最終的に、①被告が平成19年8月に辞任する、②天台宗には懲戒申立をしない、③本堂への昇堂を認める、④退任時期を口外しない等の話し合いが決着した。その際に、弁護士の起案による和解書を作成したが、和解によって収束した旨を記載するのみで、退任時期を明記しないこととした。そこで原告は、同日被告との退任時期の約束について覚書を作成し、総代及び弁護士が署名し、原告が保管していた。

その後、原告は、一山会議において、一山住職らに対し、退任時期についても一定の合意を得て和解への道筋ができた旨報告し、その時期については秘密事項であり一臈職に一任して欲しいこと、この合意により天台宗への懲戒申告はやめること、被告の昇堂を認めること、対外的には一山は全てを一臈職に任せて和解したとだけ発言することなどにつき、一山の子承を得、以後、被告の退任時期を口外しなかった。

(ウ) 本件訴訟に至る経緯

ところが、被告は時期が来ても住職を辞任しないばかりか、退任の目処を口にしたことはなく和解書も白紙に署名したものであるとして、その効力も否定したために、一山は、天台宗に対し、被告の懲戒申告をするとともに、原告は本件訴訟を提起した。

イ 裁判所の判断の内容

(ア) 本案前の主張（法律上の争訟性、当事者適格）について

本件請求は、原告が、被告において平成19年8月限り大勸進住職を辞

任する旨原告に約したと主張して、被告に対して、その合意に基づく債務の履行を求めるとともに、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めているものであり、上記合意の有無及びその効力並びに不法行為の成否は、裁判所が法令の適用により判断することができ、かつ、これを判断するのに教義等宗教上の問題に立ち入る必要はないから、法律上の争訟性を欠くといえない。また、給付請求権を有すると主張する原告に当事者適格があることは明らかである。原告が被告に対して辞任を求める権限ある地位にあるか否かは、合意の成否や効果の問題であって、法律上の争訟性や当事者適格の有無の判断に影響を与えるものではない。

(イ) 本案の主張について

a 辞任請求及び辞任願提出請求について

「被告が退任の意思を表明した大勧進住職の地位をみると、大勧進住職は、天台座主が一山寺院住職の合議により推薦された者を任命することによりその地位を取得し、自らの意思によりこれを辞する場合であっても、関係者（住職の推薦に関して連署する者）の連署により宗務総長に辞任を申請した上で、天台座主から解任されることによって初めてその地位を失うものであり、懲戒処分によるほかは、その意に反して罷免されないものとされている。そして、宗務総長において住職に職分上信用を失う重大な過失又は怠慢な行為があると認めるときでさえ、住職本人に旨を論して辞任を申請させる必要があり、本人がこれに応じないときに転住職又は解職を天台座主に上申することができるとされているにすぎない。

このように、大勧進住職の地位は、懲戒処分によるほかは本人の意思に反してこれを失わせることはできず、他方、本人が自らの意思のみに基づいて処分し得るものでもない。また、懲戒処分による場合であっても、懲戒理由の有無は、天台宗審理局によって最終判断され、法の適用により定められるものではない。そして、被告と原告は、その立場上、本件会談に際し、大勧進住職の地位がこのようなものであることを十分

に認識していたものと認められる。

上記の点に、本件会談において、原告は、一臈職として一山を代表していたものであること、また、被告の表明した退任の意思と時期を書面にとどめないこととしたのも、被告の名誉ある退陣を実現するという当初の方針を踏まえたものではあるが、被告の誠意ある対応を信じ、その不履行の場合の強制履行や損害賠償請求等までは想定していなかったものであると考えられることを総合すると、被告は、上記の意思の表明によって、原告に対し、大勧進住職を辞任し又はその辞任願を宗務事務所に提出する法的義務を負ったもの、すなわち両者間で法的拘束力があるものとしての合意が成立したとまで認めることはできない。」として、被告に対する辞任請求及び辞任願の提出請求は、理由がないとした。

b 不法行為による損害賠償請求について

原告は、一山が被告の退任を強く求め、懲戒申告を決定してその準備を進める中で、一臈職として被告に退任の意思とその時期を明確に示させて紛争を収束させるという重大な役目を一任され、被告が平成19年8月に退任するとの意思を表明したからこそ、なお2年先のことではあるが、退任の時期を明確にすることを最優先させてこれを受け入れることとした上、他の一山住職らに対し和解が成立した旨を報告し、一山住職らの原告に対する信任を基に、被告の退任の時期は明らかにしないまま、一山の被告に対する退任要求、懲戒申告等を全て取りやめさせたものである。

それにもかかわらず、被告は、本件会談において平成19年8月に退任するとの意思を表明したことを否定し、さらに、自ら署名押印した和解書は白紙であったなどと真実に反することを公言している。

このような被告の行為は、他の一山住職からの信任を基に被告との交渉に当たった原告の名誉感情を著しく害するものであり、天台宗審理局が、被告においてその成立を否認する本件和解書に「一山は本和解をもって本件紛議をすべて収束させることとする。」と記載されていることをもって被告に対する懲戒請求を棄却する理由の一つとしたことも斟

酌すると、社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の人格的利益を侵害するものとして、不法行為法上違法と評価すべきであるとして、慰謝料300万円、弁護士費用30万円を認めた。

## (2) 宇佐神宮事件・福岡高裁平成23年11月29日判決（判例秘書）

宗教法人法は責任役員に宮司（代表役員の充て職）の選任権限を認めたものとは解されず、宮司選任に関する宇佐神宮規則（以下「被告規則」という）、神社本庁庁規（以下「庁規」という）の規定によれば、被告規則は宮司の進退は神社本庁の統理が行うと定めており、当然に到津家の者が宮司に就任するといえる程の確立された慣習があるとは認め難いとした原判決（大分地裁中津支部）を相当と認めた事例

### ア 事案の概要

全国八幡宮の総本社・宇佐神宮（大分県宇佐市）の宮司職をめぐり、先々代宮司の長女・到津克子（原告）は、宇佐神宮の責任役員によって宮司に選任されたとし、庁規に基づき統理によって特任されたとする被告の選任が無効であるとして、自身の代表役員（宮司の充職）の地位確認、被告の代表役員の地位不存在確認、被告の代表役員登記の抹消を求めた。

### イ 裁判所の判断

#### (ア) 相互規定性について

包括宗教法人である神社本庁の庁規には神社本庁の統理の特任により宮司を選任できるとの規定がある。しかし、被告規則には、宮司の選任は責任役員の具申ないし同意により統理が行う旨規定されているが、特任の規定はない。

宗教法人法12条1項12号によれば、包括宗教法人の規則に規定があっても、被包括宗教法人の規則に規定がない場合には、その適用を受けないとされている。

高裁判決は、庁規90条2項は、上記のような神社の存立上重大な支障があると認められるとき、統理の宮司選任権限を定めるものであり、これに抵触する被告規則の定めはなく、同規則に同旨の定めがないからと

いつて、この規定を排除するものと解することはできないとした。

また、判決は被告規則39条1項は、「本神社に関する事項で、規則に定がないものについては、神社本庁の庁規で定めるところによる。」としており、庁規90条2項が被告神宮における宮司選任準則として効力を有することが明らかとした。原告は、この規則39条1項により、庁規の定めが被告にそのまま適用されることが不当である旨を主張したが、同規定は、被告規則の定めがないものにつき、その効力を認めるにすぎないのであるから、被告の自律権を犯したり、不当な支配介入を招くものと認めることはできない、と判断した。

(イ) 世襲の慣習の存否

原告は、庁規90条2項は、被告規則における宮司の選任につき責任役員の具申ないし同意を要する旨の手續上の準則やその旨の慣習等に抵触し、効力を有するものではない旨を主張した。

これに対して判決は、

- ① 被告規則20条1項は「宮司及び宮司代務者の進退は、代表役員以外の責任役員の具申により統理が行ふ。但し、統理が必要と認めたときは、代表役員以外の責任役員の同意を得て進退を行ふことができる」旨を定めるものであり、被告規則はこのような手續で宮司を定めることができない場合の宮司の選任につき規定するものではなく、他方、庁規90条2項は「特別の事由に因り、宮司又は宮司代務者の任命手續ができないため、神社の存立上重大な支障があると認められるとき」、統理が宮司を特任できることを定めたものであるとし、規定上、被告規則の定めと抵触するものではないとした。
- ② また、宮司の選任につき、庁規90条2項でいう「特別の事由に因り、宮司又は宮司代務者の任命手續ができないため、神社の存立上重大な支障があると認められるとき」、責任役員の具申ないし同意を要する旨の手續上の準則やその旨の慣習や慣例等が存在することを否定した。
- ③ 原告は、被告の宮司として原告が責任役員会により選出されているから、庁規90条2項の「宮司が任命できない」との要件を満たさない旨を

主張した。これに対して裁判所は、宗教法人法18条2項は責任役員に宮司の選任権限を認めたものとは解されないこと、被告規則20条1項が宮司の進退は統理が行うと定めていること、責任役員に神職である宮司の選任権限があることは宗教法人法18条6項と整合しないこと、当然に到津家の者が宮司に就任するといえる程の確立された慣習があるとは認め難いこと等から、原告が宮司に選任されたとすることはできないとした。

#### ウ コメント

宗教法人法12条1項12号の相互規定についての解釈は、通例のものとは異なると考えられる。

すなわち、宗教法人法12条1項12号において被包括宗教法人の自主性、自律性を尊重するために相互規定を要求した趣旨から、包括宗教団体の規則に白紙委任するような規則の解釈は許されないとされる。この点については、渡部蒔著「逐条解説 宗教法人法〈第4次改訂版〉」129～130頁、中根孝司著「新宗教法人法 ― その背景と解説 ―」369頁、渡辺一雄著「宗教法人法例解」114頁も同様の趣旨であり、裁判例（松江地裁昭和48年1月25日判決・判例時報695号30頁、名古屋地裁平成5年1月9日決定・判例時報1570号87頁など）も同様の見解に立つ。

ただし、本件では、被告規則によっても、宮司の選任は神社本庁の統理が関与することとなっている以上は、もともと被告神宮の責任役員の同意等だけでは宮司となれないと思われる。判決が相互規定につき一般とは異なる解釈をせざるを得なかったのは、宮司が不在になってしまう規則の不備を補うためであると考えられる。

### 5、寺院の土地の登記の取得方法に関する判例

最高裁平成23年6月3日第2小法廷判決（最高裁判集民事237号9頁、判例時報2123号41頁、判例タイムズ1354号94頁、登記情報602号125頁、原審・東京高裁平成21年10月14日判決、一審・甲府地裁平成20年10月10日判決）表題部の所有者の登記も所有権の登記もない土地を時効取得したと主張する

者が、当該土地は所有者が不明であるから国庫に帰属していたとして、国に対し当該土地の所有権を有することの確認を求める訴えにつき、確認の利益を欠くとした事例

#### ア 事案の概要

宗教法人であるX寺（日蓮宗）が、本件土地（墳墓地）は民法239条2項にいう「所有者のない不動産」として国庫に帰属していたとし、X寺が法人格を取得した昭和30年から20年間これを占有して時効取得したと主張して、被告（国）に対し、X寺が本件土地について所有権を有することの確認を求めた事案である。

本件土地は、明治時代初めには官有地に区分されていたが、明治8年に民有地に編入された。本件土地についての登記記録には、地目及び地積の記録はされているが、表題部所有者の登記も所有権の登記もなく、所有者が不明の状態になっていた。

国は、本件土地は過去に所有者が存在していたことが推認される民有地であって、X寺の時効取得が認められたとしても国が本件土地の所有権を失う立場にはないから、X寺が国との間で本件土地の所有権を確認する利益はなく、本件訴えは不適法であると主張した。

#### イ 裁判所の判断の内容

1 審は、本件訴えの確認の利益を肯定した上、X寺の請求を認容したが、原審（東京高裁）は、被告は本件土地の所有者ではなく、被告自らも本件土地が国有地であることを否定しているから、X寺と被告との間に本件土地の所有権をめぐる紛争は存在せず、これを即時確定する必要は認められないと判断して、1 審判決を取り消して本件訴えを却下した。

本判決は、①本件土地が被告の所有に属していないことを被告が自認していること、②被告は、X寺が主張する取得時効の起算点よりも前に本件土地の所有権を失っていること、③X寺において、本件土地について保存登記の申請をする手続を試みた事情もうかがわれないことといった本件の事情の下では、本件土地について表題部所有者の登記も所有権の登記もなく、所有者が不明であったとしても、本件土地は民法239条2項にいう「所有者のない

不動産」として国庫に帰属していたということはできず、X寺が本件土地につき被告に対して所有権確認を求める本件訴えは確認の利益を欠くと判断し、原審の判断を是認した。

#### ウ コメント（以下、判例時報のコメントに負う）

裁判所は本件のような場合の登記方法を教示し、「自己が当該土地を時効取得したことを証する情報等を登記所に提供して自己を表題部所有者とする登記の申請をし（不動産登記法18条、27条3号、不動産登記令3条13号、別表4項）、その表示に関する登記を得た上で、当該土地につき保存登記の申請をすることができるのである（不動産登記法74条1項1号、不動産登記令7条3項1号）」としている。

本件土地については、表題部所有者の登記も所有権の登記もなく、これを時効取得したと主張する原告において従前の所有者を突きとめる手段が見当たらない。原告は、このような事情の下で原告が本件土地について時効取得を理由に所有名義を取得するには、本件土地を民法239条2項にいう「所有者のない不動産」に当たるとした上で国を被告として原告の所有権確認を求める本件訴えによるしかないと主張した。

原告が本件訴えにつき勝訴判決を得た後で本件土地の所有名義を取得する方法として考えていたのは、原告が本件土地の所有権を有することを確認する旨の確定判決を、不動産登記法（以下「法」という）74条1項2号所定の「確定判決」として添付して、原告を所有者とする所有権の保存登記を申請する方法である（保存登記直接型）。

これについては、国が本件土地を所有していたのは明治8年までであり原告が本件土地を時効取得したとしても何らの権利を失うことはないという本件の事情に照らすと、国の公的側面を考慮したとしても、国を被告とする本件土地の所有権確認訴訟についての勝訴判決が法74条1項2号の判決に当たるとは考えにくく、そもそも原告が本件土地の所有名義を取得する方法として保存登記直接型によるのは困難ではないかとの問題点がある。

次に所有者不明で表題部所有者の登記も所有権の登記もない土地を時効取得した者が所有名義を取得するために他に採り得る方法としては、時効取得

者が、まず、法27条3号に基づいて自己を所有者とする表示に関する登記を申請し、次に表題部所有者としての資格に基づいて、法74条1項1号により所有権保存登記を取得する方法が考えられる（表示登記介在型）。

この方法による場合は、表示の登記を申請するに当たり、自己が当該土地を時効取得したことを証する情報を添付することになる（法18条、不動産登記令3条13号、別表4項添付情報ハ、12項添付情報ハ）。

最高裁は、原告が本件所有名義を取得する手段として表示登記介在型を指摘した上、原告がその手続を試みたことさえうかがわれない現段階では、本件訴えの確認の利益を認める余地はないとの判断を示したものである。

なお、宗教法30号271号において、仙台地裁平成22年4月8日判決で、寺が墓地として使用していた国有地につき、所有権の時効取得を認めた事例を紹介しているので、参照されたい。

## 6、死者に対する敬愛追慕の情の侵害や名誉毀損が問題になった判例

東京地裁平成23年1月14日判決（判例秘書）

宗教法人及びその会員が、被告発行の週刊誌の見出し・記事により、宗教法人の創設者に対する敬愛追慕の情の侵害、名誉毀損により損害賠償等を求めた事案につき、裁判所は、遺族以外の原告らは、親族ではなく法律上保護されるべき人格的利益を享受できないとし、他の原告ら（遺族及び宗教法人）の名誉毀損については、宗教法人につき、一定程度社会的評価を低下させたことが認められるとして、損害賠償請求を一部認容した。

### ア 事案の概要

原告X1は、昭和45年に設立された大和神社の神（日之本大神）を主神とする宗教法人紀元会である。Dは、原告X1の創設者で総裁であったが、平成14年に死亡した。X1以外の原告はX1の会員であり、一部はDの遺族である。

被告「主婦と生活社」は、その発行する週刊誌「週刊女性」において、平成19年に原告X1の施設内において発生した集団暴行による死亡事件につき、「集団リンチ殺人『紀元会』キッカケは“コンドーム奉納”!?」「血ぬら

れた“神の座”」「教祖の愛人だから店が持てた」等の見出しを掲げ、教団内で起こった集団リンチによる傷害致死事件に至る経緯などに関する記事を掲載した。

これにつき、原告X 1及びDの遺族が名誉毀損として、会員である原告らがDに対する敬愛追慕の情を侵害されたとして、損害賠償（X 1は謝罪広告も）を請求した。

#### イ 裁判所の判断の内容

##### （ア）敬愛追慕の情の侵害の有無について

遺族の故人に対する敬愛追慕の情は、一種の人格的利益として法律上保護される利益であり、これを違法に侵害する行為は、不法行為を構成する。原告X 1の会員と総裁との関係にとどまる者は、親族関係ではないから、同原告らが、その死後もDを深く敬愛していたとしても、同原告らのDに対する敬愛追慕の情は、創設者及び神として祀っている人物に対する宗教法人の会員としての個人的な感情にすぎず、法律上保護される人格的利益に当たるとまでは認められない。したがって、遺族ではない原告らについては、人格的利益としての敬愛追慕の情が侵害されたとは認められない。

また、遺族である原告についても、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、Dの生前の行動に不適切なものがあったとの印象を与えるものとみることができるが、本件雑誌は、その死後約5年9か月が経過して販売されたものであるから、その時点では、遺族のDに対する敬愛追慕の情は相当程度軽減していたと認められ、Dに対する敬愛追慕の情を受忍し難い程度にまで害したとは認め難い。

##### （イ）遺族である原告の名誉毀損性について

Dと遺族である原告とは別個独立した法的人格を有しているのであるから、Dの生前の行動に不適切なものがあったとして、その社会的評価を低下させるとしても、それが直ちに遺族の原告の社会的評価をも低下させることにはならないし、遺族の原告の氏名や同原告とDとの関係等については全く触れられていないから、本件見出し及び記述によって同

原告の社会的評価が低下したと認めることはできない。

(ウ) X 1 の名誉毀損について

a 「キッカケは“コンドーム奉納”!?」との見出しについて

本件見出しは、一般読者に対し、原告X 1 がコンドームを奉納させるような奇異な宗教団体であるとの印象を与えるから、原告X 1 の社会的評価を低下させるものと認められる。見出しを目にした一般の読者が必ずしも本文まで読み進むとは限らないことからしても、見出しが本文とは異なる事実を摘示し、一般の読者に誤った印象を与えるような場合には、見出しを本文から独立して取り上げて名誉毀損性の有無を判断することが相当である。

b D の出自などについての記事について

D とその妻E は原告X 1 の神として祀られているが、記事はD が原告X 1 を設立する15年以上も前にD が露天商、E がホステスの仕事をしていたとの事実を摘示したにすぎず、D 及びE が宗教活動を始める前に就いていた露天商やホステスが直ちに職業として卑しいものとするとはできない以上、宗教活動開始後の両名、特にD について宗教者として何らかの問題があるという評価には直結しないから、原告X 1 の社会的評価を低下させるものとは言えない。

c 「教祖の愛人だから店が持てた」「店を持てたのも教祖の援助があったから」との見出し、記述について

一般的には、法人の設立者と当該法人とは法的主体として別個であるから、法人の設立者の社会的評価が低下したからといって、直ちに当該法人の社会的評価が低下するとは限らない。

しかし、原告X 1 は、人の精神的活動に関わる宗教法人であって、D はその創設者であるとともに、現在も原告X 1 の神として祀られているのであるから、その道徳的側面に関わる私生活上の行状に対する社会的評価が原告X 1 に対する評価と全く無関係であると認めることは相当でない。その上、D に愛人がいたとの事実だけではなく、D が愛人に対して店を持てるように援助していたとの事実を摘示するものである。

そうすると、一般読者に対し、人の精神的活動に関わる宗教法人である原告X1が、愛人に対して特別な援助までするという道徳的に問題のある人物によって創設され、しかも、現在もその人物を神として祀っているとの印象を与えるものであるから、Dの社会的評価だけでなく、原告X1の社会的評価をも低下させるというべきであるとして、名誉毀損の成立を認めた。

#### ウ コメント

本件では、法人の創始者への名誉毀損が法人への名誉毀損になるか否かが問題となった。

名誉毀損の法人・個人問題は、最高裁昭和38年4月16日第三小法廷判決（民集17巻3号476頁）がリーディングケースであり、判決は「法人に対する名誉毀損の攻撃が同時に代表者に対する名誉毀損を構成するとの評価をなすためには、その加害行為が実質的には代表者に対しても向けられているとの事実認定を前提としなければならない」との判断を示している。

逆に、本件と同様に、代表者に対する名誉毀損が法人への名誉毀損にならないとしたものとして、日蓮正宗芸者写真事件・東京高裁平成12年12月5日判決（判例集未登載・最三小判平成16年2月24日で確定）が上げられる（「阿部日顕個人を弾劾することが、被控訴人日蓮正宗及び被控訴人大石寺自体を信徒として非難することには必ずしもならない」）。